

【令和2年2月時点】

事業名称：鎌倉市生活保護被保護者健康管理支援業務
事業概要：生活保護被保護者の生活の質の向上と医療費適正化を目指し、生活保護被保護者の中から健康リスクの高い人 <sup>1</sup> を抽出した上で、ケースワーカー <sup>2</sup> の指導を支援。

※本事例における金額は、全て税込み表示とする。

●基本データ

地方公共団体	神奈川県鎌倉市	
社会的課題及びその背景	鎌倉市では生活保護被保護者の医療費に年間約1億円を要しており、生活保護被保護者の生活の質の向上と、医療費の適正化が課題となっている。	
目指す成果	生活保護被保護者の市民に対して適正な受診行動を促し、医療費の適正化及び生活保護被保護者の生活の質の向上を図る。	
サービス対象者	鎌倉の全生活保護被保護者のうち、指定難病対象者（指定難病の対象となり得る者）、ジェネリック医薬品切替対象者、受診行動適正化対象者、その他指導が必要と思われる人 ※サービス提供者は、レセプトデータを分析して上記に該当する生活保護被保護者を抽出する。	
事業関係者	委託者	鎌倉市健康福祉部生活福祉課
	受託者	株式会社データホライゾン
	サービス提供者	株式会社データホライゾン
	資金提供者	なし
	第三者評価機関	なし
	中間支援組織	なし
サービス内容	データホライゾンは、生活保護被保護者のうち、指定難病対象者（指定難病の対象となり得る者）、ジェネリック医薬品切替対象者（ジェネリック医薬品に変更可能な医薬品を使用している者）、受診行動適正化対象者（重複受診、頻回受診、重複服薬などによる体の負担、症状の悪化、副作用のリスクを踏まえて指導効果の高い者）、その他指導が必要と思われる者を抽出する。その抽出結果をケースワーカーに報告する。 そのうえで、データホライゾンは、ケースワーカーが当該生活保護被保護者に指導する際に、助言の提供等の支援を行う。	
成果指標	・指定難病取得者の医療費適正化効果（生活保護被保護者が新	

<sup>1</sup> 指定難病の対象になりうる人、重複服薬者、症状が年々悪化している人等。

<sup>2</sup> 庁内で相談業務などの福祉援助を行う職員のこと。

【令和2年2月時点】

		<p>たに指定難病の取得をして国の負担する医療費助成を受けることで、鎌倉市に生じる医療費の削減額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェネリック医薬品切替による医療費適正化効果 (生活保護被保護者が新たにジェネリック医薬品への切替を行ったことにより生じた医療扶助費の削減額)</li> <li>・受診行動適正化による医療費適正化効果 (医療費の削減額)</li> <li>・その他指導が必要と思われる者の医療費適正化効果 (医療費の削減額)</li> </ul>
事業期間		<p>令和元年11月～令和3年3月 (約1年5カ月間)</p> <p>【内訳】</p> <p>サービス提供期間：令和元年11月～令和3年3月</p> <p>評価時期：令和3年3月</p> <p>支払時期：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低支払：5,312千円 (鎌倉市とデータホライズンが協議の上決定)</li> <li>・成果連動支払：1,770千円 (上限) (鎌倉市とデータホライズンが協議の上決定)</li> </ul>
契約金額	総額	7,082千円
	最低支払額	5,312千円 令和2年5月
	成果連動支払額	1,770千円 (上限) 令和3年5月 【内訳】 各医療費適正化効果：1,770千円
財政効果 の試算	費目	扶助費 (医療費－市負担分)
	金額	なし ※契約金額を上回る行政コスト削減額が想定されるため算定していない。
国の補助の活用の有無		<p>あり</p> <p>令和元年度：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (支払に充当)</p> <p>令和2年度：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (支払に充当)</p>
債務負担行為の有無		あり (2年間)
事業者選定方法		公募型プロポーザル方式にて受託者を選定。

【令和2年2月時点】

## ●事業詳細

### ア 事業実施の経緯

鎌倉市は、平成29年度からPFS導入の検討を開始し、一般財団法人社会的投資推進財団（現：一般財団法人社会変革推進財団）を講師に招き、庁内でPFSに関する勉強会を開催した。

PFS導入検討は、鎌倉市共創計画部政策創造課が主導した。検討にあたっては、PFS導入にあたって関係する部署である財政課、企画計画課、契約検査課と連携し検討を進めた。

次に、庁内の既存事業を対象に、PFS導入が可能と思われる事業を洗い出し、当該事業を所管する部署にヒアリングを行った。

健康福祉部生活福祉課にヒアリングを行ったところ、健康福祉部生活福祉課では、令和3年1月に地方公共団体に義務付けられる生活保護被保護者健康管理支援事業に備えた事業を検討していたことから、これにPFSを活用することを決定した。

鎌倉市では、事業化を決定した当初、ケースワーカーの指導支援等を通して生活保護被保護者の健康増進を図り、最終的に就労まで目指すことを想定していたが、このようなサービスを提供できる事業者が見つからなかったことから、まずは、生活保護被保護者の健康増進及びそれによる医療費適正化を目指すこととした。

本PFS事業は、新規事業であったが、財政課の担当者とも連携していたことや国の補助金を活用できたことから、円滑に予算を確保することができた。予算額は、健康福祉部生活福祉課が、サービス提供者として想定される民間事業者から見積を取得して設定した。民間資金や中間支援組織の活用を想定する場合には、そのコストも見積に含めるように依頼したため、庁内では民間資金の活用や中間支援組織に要する費用の検討は行わなかった。

鎌倉市は公募型プロポーザル方式にてデータホライゾンを選定した。公募型プロポーザル方式にて提案を評価するために鎌倉市が提示した基準は以下のとおりである。

図表1 提案評価基準

審査項目	審査基準	配点
事務局評価項目	・ 平成28年度～平成30年度までの本業務の内容と同種又は類似の業務の実績数	5
	・ 提示金額	5
レセプト分析	・ レセプトデータの分析について具体的な手法が提案されているか。	10
	・ レセプトデータの分析について独自のノウハウや効果的な手法が提案されているか。	10
	・ 指導対象者抽出の優先順位付けについて具体的に提案されているか。	5
	・ 本市の被保護者の医療の全体的な分析方法や結果の提示について具体的な提案があったか。	5
受診行動適正化	・ サービス対象者の抽出及び順位付け、並びにその必要な受診の確保について、具体的な提案がされているか。	5
	・ その他、指導が必要と思われるサービス対象者とその抽出・指導方法について、具体的な提案があったか。	5

【令和2年2月時点】

審査項目	審査基準	配点
ケースワーカーの支援	・ 具体的かつ効果的な方法の提案があったか。	10
	・ ケースワーカーの業務負担の削減につながっているか。	10
効果測定	・ 効果測定の方法について具体的に提案されているか。	10
	・ 効果測定結果の提示方法について、具体的な提示があったか。それはわかりやすかったか。	5
作業スケジュール	・ 履行期間内に最終評価まで完了可能なスケジュールの提案があったか。	5
様式等	・ 基礎データ・指導記録・報告書の様式はわかりやすく、次期事業に引き継ぎやすい形式だったか。	10
個人情報	・ 個人情報の取り扱いに関する取組みは十分か。	5
本業務委託に向けた意欲・熱意	・ プレゼンテーションに説得力があり、業務に対する意欲・熱意は感じられるか。質疑への応答は適切であるか。	5
合計		110

(出所) 鎌倉市生活保護被保護者健康管理支援業務公募型プロポーザル実施要領

民間資金や中間支援組織を活用する提案はなかったため、本 PFS 事業では資金提供者、中間支援組織はいない。また、評価は市のデータを利用することから、鎌倉市が自ら行うこととし、市は第三者評価機関を設置していない。

イ 体制の詳細

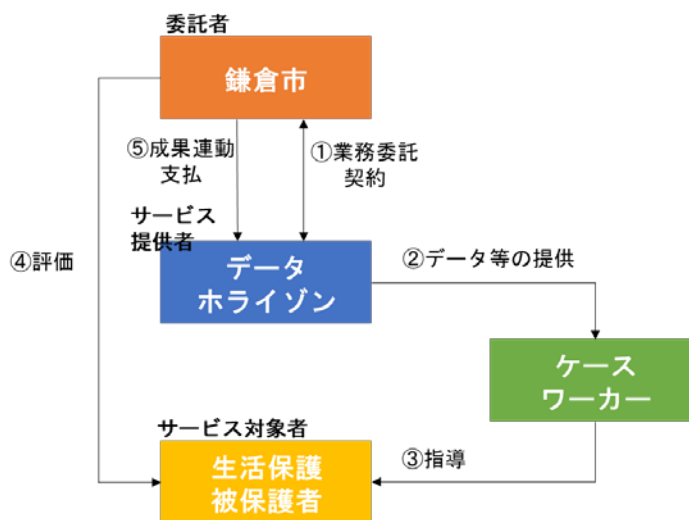
鎌倉市とデータホライズンは業務委託契約を締結した。

データホライズンは、鎌倉市との契約締結を受けて、自らの資金でサービス提供を行う。そのため、成果連動支払のリスク（成果が出なければ鎌倉市から支払がなく、費用を回収できないリスク）はデータホライズンが負っている。

契約締結を受けて、データホライズンはサービス提供を行う。データホライズンは、サービス提供期間中、定期的にサービスの実施状況を鎌倉市に報告する。

サービス提供完了後、市とデータホライズンがレセプトデータを用いて成果を評価し、評価結果に基づき、データホライズンに成果連動支払を行う。

図表2 事業体制



ウ 事業スケジュール

鎌倉市は、平成29年度に庁内で社会的投資推進財団による勉強会を開催し、平成30年度の約1年間をかけてPFS導入における庁内検討及び導入可能性調査を行った。

事業期間は令和元年11月から令和3年3月の約1年5カ月間である。成果指標に設定した医療費適正化効果を評価するには、①医療費の季節変動を考慮しなければならないこと、また、②医療費適正化効果を算定するには年間のレセプトデータをもとに算定する必要があることから、事業期間は余裕をもって1年5カ月間とした。

成果は、鎌倉市が令和3年3月に評価し、データホライゾンに成果に応じた支払をする。

図表3 事業スケジュール

	平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
庁内検討																
導入可能性調査																
公募																
契約締結																
サービス提供																
評価																
成果連動支払													支払時期は未定			

【令和2年2月時点】

## エ 評価手法

### ① 成果指標の設定

鎌倉市は、最も効果が分かりやすいという点から、成果指標を、指定難病取得者の医療費適正化効果、ジェネリック医薬品切替えによる医療費適正化効果、受診行動適正化による医療費適正化効果、その他指導が必要と思われる者の医療費適正化効果とした。

### ② 評価方法

評価方法は事前事後比較法<sup>3</sup>である。

データホライズンが抽出したサービス対象者について、鎌倉市が、サービス提供実施前後でどの程度医療費が削減されているのかレセプトデータから確認する。なお、詳細な評価方法は、データホライズンから提案を受けたうえで、鎌倉市とデータホライズンにて評価前に協議して決定することとしている。

## オ 支払条件

支払条件は鎌倉市が設定した。

最低支払額は、契約金額の75%（5,312千円）である。データホライズンによる、レセプトデータ等分析（生活保護被保護者の医療費の特徴や課題を分析）、指定難病対象者リストの作成、ジェネリック医薬品対象者リストの作成、受診行動適正化対象者リストの作成、その他指導支援が必要と思われる対象者リストの作成、次期事業用各リストの作成、ケースワーカーが行う指導の支援等の実施に対して支払う。

成果連動支払額は、契約金額の25%分（1,770千円）を上限として、契約金額の8割（5,632千円）にあたる額を医療扶助費の削減効果額目標値とし、それに対する達成割合に応じて支払うものとする。成果連動型契約金額（1,770千円）に上記削減達成割合を乗じた金額が支払額となる。ただし、目標値を超える削減効果額が生じた場合も、1,770千円を超えた金額の支払はない。

---

<sup>3</sup> 事業の実施前の値と実施後の値を比較する方法。

図表4 支払基準

成果指標	支払基準
各医療費適正化効果 ・ 指定難病取得者の医療費適正化効果(生活保護被保護者が新たに指定難病の取得をして国の負担する医療費助成を受けることで、鎌倉市に生じる医療費の削減額) ・ ジェネリック医薬品切替による医療費適正化効果(生活保護被保護者が新たにジェネリック医薬品への切替を行ったことにより生じた医療扶助費の削減額) ・ 受診行動適正化による医療費適正化効果(医療費の削減額) ・ その他指導が必要と思われる者の医療費適正化効果(医療費の削減額)	契約金額の25%を上限に、医療費削減額を支払う。

(出所) 鎌倉市生活保護被保護者健康管理支援業務 委託仕様書

#### カ 中間支援組織の役割

中間支援組織は設置していない。

立ち上げ期の導入可能性調査(成果指標の設定、行政コスト削減額の試算、予算要求の支援、支払条件の設定、契約形態の検討)は、鎌倉市が行った。立ち上げ期当初は、共創計画部政策創造課と健康福祉部生活福祉課で検討し、一定の検討が進んだ以降は、健康福祉部生活福祉課が担った。

サービス提供期間中は、データホライズンが定期的にサービスの実施状況を鎌倉市に報告し、鎌倉市は監督を行う。

評価期は、鎌倉市が主導し、データホライズンが支援する体制で評価を行う。